答 弁 第 二 八 号平成二十七年二月十三日受領

内閣衆質一八九第二八号

平成二十七年二月十三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出既存の政府見解と閣議決定との関係に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員緒方林太郎君提出既存の政府見解と閣議決定との関係に関する質問に対する答弁書

国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定) 御指摘の 「効力」や 「廃止された」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 「国の存立を全うし、 において

示された憲法解釈は、 憲法第九条の下でも例外的に「武力の行使」が許容される場合があるという従来の政

府見解における同条の解釈の基本的な論理を維持し、その枠内で、「武力の行使」が許容される場合として、

我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみがこれに当てはまると考えてきたこれまでの認識を改め、

国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、 国民の生命

自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまるとしたものである。